

第五十五回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第十七号

昭和四十二年六月二十三日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 内藤 隆君

理事 大久保武雄君

理事 福井 勇君

理事 細田 吉藏君

理事 久保 三郎君

理事 大竹 太郎君

理事 徳安 實藏君

理事 長谷川 峻君

理事 福家 俊一君

理事 水野 清君

理事 板川 正吾君

理事 神門至馬夫君

理事 野間千代三君

理事 渡辺 芳男君

理事 小川新一郎君

出席國務大臣

運輸大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

運輸省鐵道監督局長 增川 遼三君

運輸省航空局長 澤 雄次君

委員外の出席者

厚生省環境衛生局長 橋本 道夫君

郵政省電波監理局長 左藤 恵君

日本国有鐵道副總裁 磯崎 敏君

日本国有鐵道常務理事 井上 邦之君

専門員 小西 真一君

委員石田幸四郎君辭任につき、その補欠として小川新一郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員小川新一郎君辭任につき、その補欠として石田幸四郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案(内閣提出第一二三号)

日本国有鐵道の經營に関する件(國鉄共済組合に關する問題)

○内藤委員長 これより會議を開きます。日本国有鐵道の經營に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。井岡大治君。

○井岡委員 過般の新聞で、國鉄の共済組合の問題でかなりわれわれとしては理解のできないことが詳細に載っておったわけです。したがって私は、いま國鉄が國民の間に非常に注目を浴びておるときでございますから、これらの問題を解明しておくことが將來の國鉄のために非常にいいのではないかと、こういうふうに考えたものですから、若干質問をいたしたいと考えます。

まず國鉄の共済組合というのは、私は全職員をもつて組織をされておると思いますが、共済組合の輪郭を明らかにしていただくとともに、共済組合はどのような事業を行なっておるか、これらについてまず最初にお尋ねしたいと思ひます。

に勅令によりまして設立されたのでございますが、その後、昭和三十一年、法律第三百三十四号によりまして、公共企業体職員等共済組合法という法律ができて、従来までの勅令によつて設立されておりましたものを、この法律によりまして、法律に基づく共済組合に変わったわけでございます。

その内容といたします事業は、國鉄職員の福利厚生をはかり、國鉄の円滑な企業運営に資するため、長期、短期の給付、これが主たる内容でございます。

そのほかに、福祉事業として五つの福祉事業を行なうことを認められております。一つは、組合員の保健、保養または教養に資する施設を經營することでございます。二番目は、組合員の利用に供する財産の取得、管理あるいは貸し付け。三番目は組合員の貯金の受け入れまたはその運用。四番目は組合員の臨時の支出に対する貸し付け。最後は組合員の需要する生活必需品の買入れまたは売却。この五つが福祉事業として認められております。

ただいま御質問の宅地関係の仕事は、第二番目の財産の取得、管理または貸し付け、この中に包括されておりました。組合員に、自分の居住する住宅を建設するための土地を取得させる目的で國鉄共済組合住宅部規程という規程がございます。これは昭和三十三年七月の規程でございます。この規程によりまして運営をしていくわけでございます。

組合員は、總裁以下全員が組合員でございます。また運営につきましては、共済組合運営審議會がございまして、労使双方から五人ずつの委員を出しまして、組合側のほうは國労、新國労、動労三組合から委員を出しまして、当局側から五名出

しまして、そしてその運営審議會が予算、決算その他共済組合の全般的な業務運営の責任に当たります。そのほかに運営審議會といたしましては、職員福利厚生関係でもって、總裁の諮問に応じまして建議することもございます。原則といたしまして、共済組合運営の責任は運営審議會の予算、決算等の審議によつて決定される、こういうことでございます。

○井岡委員 大体わかりました。そうすると、審議會ですべてを運営してある、こういうことですが、しかしこれだけでは私は實際問題としては、あれだけの大きな組織ですからいけなないのじゃないか。やはり各地区にはいろいろ特殊事情があると思ひます。たとえば北海道には北海道、あるいは九州、みなおのおのがあると思うのです。そういうものをくみ取るための何らかの機関がないのかどうか、この点をお聞きします。

○磯崎説明員 私いま本部の組織だけ申し上げましたけれども、本部はそういう形で、組合員たる總裁が代表者でございます。組合員たる副總裁が本部長になっております。

各地方におきましては、鐵道管理局長が組合員として支部長という形になっておりまして、各支部にはいま申しましたような本部の形と大同小異の、名前は運営審議會と正式には銘打っておりませんが、地方の具體的事情に即した計画を樹立し、また本部に対して予算を要求する、あるいは決算を提出するといふふうな形でもって、各支部ごとに二十七の支部によつて運営されておるわけでございます。

○井岡委員 上と下との機関はわかりました。これを総括するために、たとえば私は大阪市にとめておりましたから、同様に共済組合を持つておりました。いま言われたように、上部の機関と

六月二十一日

しては、私たちの場合は審議会という名前ではございせんが、同様の仕事をしています。下部のほうではいま言われたような支部の仕事をしています。これをつなぐために、いわゆる評議員会というものを設けて、そうして上部と下部との意思の疎通をはかる、そしてお互いがどう申しますか、全体的な福利厚生をはかっていく一つのプランを立てていく、こういうことを考えていまままでやってきておいたわけですが、国鉄のこの共済組合にはそういうものがないのかどうか、ひとつお伺いをいたします。

○磯崎説明員 本部の運営審議会は年二回開催いたしました、主としてこれは全体の予算の決定、あるいは決算の承認ということをやっております。それから地方のいわゆる支部と本部の連絡につきましましては、大体的に、事務によりまして、評議員会等の名称はつけておりませんが、たとえば長期給付の会議とか、あるいは短期の会議というふうな、そのつど連絡の会議を持ちまして、極力下部の事情が上部に通じるように、また上部の意思が下部に通じるような連絡はとっているような形になっているわけでございます。

○井岡委員 実際にはそういうふうにおやりになつておるとするならば、この際、この問題をめぐって世間に疑惑を与えておることでございますから、規約の改正をなさつて、そして定期的にそれをおやりになる。審議会は年に二回ということですから、やはり非常に事務的なことになつてしまつて、その事務的からくる誤解があるのじゃないか、あるいは粗漏というものがあつたと思ふのです。そういうものをチェックする機関としてやはり定期的に評議員会——評議員会がいいかどうかは別として、仮称評議員会というものを設置する、こういうような御意思があるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○磯崎説明員 その点につきましては、お説のとおり、現在やつております運営審議会は主として予算、組合全体の予算で非常に膨大な数字でござ

います。ことに一番問題になりますのは掛け金の問題でございますので、そういう部内ではいはば政策論に終始いたします。したがいまして、具体的な問題について一々チェックするだけの時間的余裕もございせん。実際には幹事会のような形でもって運営するというような方法によりまして、もう少し具体的な問題の進行状況あるいは組合員のそういう全般問題に関係しない希望なりあるいは要請なりがもと本部に反映するような、事務的なこととしまして、そういう会議を持つような組織を考えなければいけないのじゃないか、今回の問題に照らして、というふうにも考えておりますが、まだちよつと具体案を持ち合わせがありませんが、運営審議会は運営審議会といたしまして全般問題を議論する、ことに一番問題の掛け金の問題、それから使用者側の負担割合の問題あるいは長期経理、いま非常に財政窮乏しておりますが、長期経理の問題、ことに数学的な長期にわたる計数の問題等がございます。こういう問題は運営審議会としての大問題として取り上げて、個々の問題につきましましては、もう少し具体的な問題を取り扱う、労使双方の委員会と申しますか幹事会と申しますか、そういうものをつくつて運営をしてまいるということが一番いいのじゃないかというふうにも考えております。

○井岡委員 いま私の参考意見を具体的に採用するような方向で検討したい、こういうことでございますから、私はさらにこれを具体的にするためには、たとえば本部、その中でいま申し上げた保健の問題、厚生の問題、財産の問題、あるいは財産利用の問題、貯金の問題、臨時支出の問題、物資の問題、こういうものを担当する、審議会の下に——審議会の下といひますかどうかは別として、担当する部局を設けることによつてかなり公になるのじゃないか。やはり公になるといふことが、私は世間から誤解を招かないことになる、こういうふうに考えるので、こういう組織をぜひひとつこしらえていただきたいということをつけ加えておきます。

そこでその次でございますが、問題は土地利用と申しますか、土地分譲の問題をめぐつて新駅の問題がやかましく出ておるわけです。駅というのは非常に住民に直接結びつく問題でありますと同時に、個々の人の利害が相反する場合があります。たとえば、大臣もおいでになりますから聞いていただきたいと思いますが、都内で都電の停留所の電柱一本を動かすこと自体に、地域住民というのは非常に關心を持つわけです。やつてくれ、こちらへ持つてきてくれ、いや持つてきてもらつたら困る、こういうことがあるわけです。これほど賑わっているのは停留所というのに対しては住民の關心というものは、直接利害に結びつくだけに私は強いと思うのです。そこで今度の問題は、先に団地をこしらえておいて、そこへ駅を引っ張つてくる、このことがすでに予想されておつた、こういうふうに記事に載つておるわけなんです。私は、もしそういうことであるとすると、いわゆる国鉄を共済組合が私しておるものといわなければならぬ。したがつて、この駅の設置ということについてはどういうふうにお考えになつておるか、またどういうような方法でおやりになつておるか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○磯崎説明員 駅の設置につきましては、いま先生のお話のとおり、非常にこれは地域住民にも重大な影響のある問題でございます。同時に、国鉄の輸送全体についても非常に大きな問題でございます。したがいまして、まず駅の設置につきましましては、駅設置に関する処理方針というものを昭和二十六年以来きめまして、一つの客観的なものさしをつくつておられます。たとえば駅間距離が汽車区間では大体何キロ、電車区間では何キロ、あるいは乗降人員が何人以上、あるいは収入が大体どのくらいというふうな具体的な一つのものさしをつくつておるわけでございます。そういう部内的な処理方針のもう一つ前提といひまして、これは非常に酷だといひてしまふのでございまして、けれども、新駅の設置は、これは絶対国鉄は一文

も出さない、土地の提供から何から全部地元にお願ひするといふかたい方針をつくつております。と申しますことは、国鉄が自分の金で新駅をつくるということになりますと、非常に全国的に要望の多い駅の設置にたえ切れないうこと、この点につきましては戦争前から全額地元で持つということを前提として、それを今度は国鉄部内のものでさしに当てはめていく。さらに、具体的な場所につきましましては、今度は技術的な問題がいろいろございまして、たとえば線路の問題と輸送力の問題と二つございまして、線路につきましましては、カーブが半径何メートル以上なければいかぬ、あるいは本線にあつては勾配が千分の十以上ではないけない、こういう線路の土木条件が一つございまして、それからもう一つは、運転条件と申しますか、非常に現在過密ダイヤになつておりますので、その過密ダイヤ——駅とまゐりますにいたしまして、やはり二分ないし三分、停車時間はたとえ三十秒、一分でも、前後のスピードが落ちますので、大体二分から三分かかりますので、それがさらに過密ダイヤを過密化する。そのために全体の輸送力が落ちるというところでは困りますので、そういう運輸上の条件、それから線路と申しますか、土木上の条件、この二つをいまの客観的なものさしのほかに、具体的な場所について検討いたしまして、そして地元負担がはつきりいたします場合に初めてそこに駅をつくるということになるわけでございます。いまの部内的な権限から申しますと、いわゆる本線は全部本社で、私のところまでやつております。それから、支線以下は支社長に委任いたしております。これは事務の簡素化と申しますか、事務の迅速化と申しますか、支線以下につきましては支社長にまかせております。本線は全部本社に上がつてまいりまして、大体一年に二回ぐらい審査いたします。一つ一つやりますと非常にこれは部内に徹底いたしませんので、大体一年に二度ぐらいにまとめまして、一々審査いたしまして決定するわけでございます。

○井岡委員 駅を設置をする一つのものさしと申しますか、基準と申しますか、それはわかりました。そこで、問題になっております天王台の駅、あるいは東大宮の駅、行田の駅、おのおの書いてあるわけですが、では、これらの駅もそのようであつたかどうか、この点についてもう少し詳しく御説明をいただきたい。

○磯崎説明員 まず東大宮でございますが、東大宮と申しますのは、大宮の駅の少し北のほうでございます。これは昔、まだ東北本線が単線であつた時分に信号所が設けられてあつたところでございます。その時分から、古くから実は住民の一部利用に供しておつた場所でございます。駅ではございませんが、信号所としてあつたところでございます。それが複線になりまして一応廃止いたしました。それが、終戦後昭和二十七年に大宮市議会の議決がございまして、現在の東大宮の付近に新駅をつくつてほしいという陳情書が提出されたわけでございます。この駅は客観的に申しまして、駅間が約九キロございます。その他の条件から申しまして、大体ものさしに合致するところがございまして、非常に東北線、後ほど申します行田の問題と関連いたしますが、大宮に入る線路容量が非常に足りない。あそこは東北線と高崎線が一緒になりますので、その平面交差のために非常に輸送力が少ないというところで、昭和二十七年ごろ陳情を受けましたけれども、とてもこれはすぐにはできない。やはり大宮の輸送力の見通しがつかない限りこれはしばらくできないということでもつて、昭和三十四年までいろいろ検討をしておつたわけでございます。実際に開業いたしましたのが三十九年でございますが、それは、実はもう一つその間に駅をつくつてくれという地元民の非常に強い要望がございまして、市の中で、いまの東大宮にするか、あるいはもう一つつくるかというところにつきまして非常に議論がございまして、結局四、五年かかって三十九年に東大宮の駅が設置されたわけでございます。

それから、行田につきましては、御承知のとおり、行田という町は国鉄がほとんど通っていない町でございます。秩父鉄道が主力でございます。そのために行田の方々は非常に行田の町の発展がなくて困っているようなところで、だいぶ昔から町の方に伺いますと、それこそ明治のころから要望していたというふうなお話もございまして、非常に古い話でございます。そうして実際に、昭和三十四年ころから数回にわたりましてやはり陳情がございまして、これもやはり駅間が七キロございまして、客観的な基準には入っておりますが、これを開業いたしましたのは昭和四十一年、昨年の七月でございます。

それからもう一つ、常磐線の場合、これは実はまだできておりません。設置は三十五年に我孫子町議会が議決いたしました。設置は三十五年に駅間その他から見まして大体設置していい駅ではございまして、逆に行田のほうの財政事情のために当分見合わせてほしいというお話がございました。そうして現在まだ天王台というかりの名前はついておりますが、全然駅はできておりませんで、ごく最近、去年三月になりました、そろそろ地元負担に應じられるようになったからもう一ぺん検討してほしいというお話が、現在ぼつぼつ出てきているという程度でございます。

以上、常磐線、高崎線、東北線、いずれも客観的な基準にも合っておりまして、また輸送力の面から見まして、実は行田並びに東大宮につきましては、さつき申しました大宮の東北線と高崎線の平面交差の問題がなかなか見通しがつきません。したが、やつと過般の第二次の長期計画以降、あつて立体交差ができるということがはつきりいたした。その分だけ輸送力の余裕ができましたので、主として通勤客を目的とした両方の駅を設置した、こういうことでございます。

○井岡委員 その経過についてはいまお話がございましたので、若干私自身いわゆる予定線あるいは建設線等々とのからみ合いということもお尋ねをしてみたいと思うのですが、その前に、新聞に非常に不愉快な記事が出ております。共済組合は

「きびしく審査しており、もちろん国鉄職員以外には分譲していい」といふところが、現実にはそうでない。「国鉄幹部の工氏は「我孫子のほか行田、大宮にも手を回して買った」といふ、とくに東大宮駅前の「一等地」については「いい金もうけになった」とニコニコ顔なのだ」といふ記事があつた。もし国鉄の幹部にこういう投機的なことをお考えになる人があるとすると、私は少し公務員としては行き過ぎではないかと思うのです。こらにいわゆる新駅問題とのからみ合いと申しますか、誤解と申しますか、行き過ぎと申しますか、そういうものがあるのではないかと、こう思うのです。この点についてもう一度、その東大宮の問題をお尋ねしてみたいと思ひます。

○磯崎説明員 その点につきましては二、三具体的に申し上げてみたいと思ひます。

まず、国鉄共済組合が職員に分譲する目的をもつて土地を買う場合には、三つのルートがございまして、まず行田の場合のように、地方自治体あるいは開発協議会というものが、大体市長さんが会長になっておられますが、そこからじかに分譲していただく場合が一つ。そういう自治体の外郭的な協議会的なもの、それから大宮の場合のように、自治体、市長と直接契約する場合。それから三番目に不動産業者を通じる場合と三つございまして、その不動産業者を通じる場合に、純粋地主から直接買う場合もございまして、大船等の場合は純粋地主から買ってございまして、これはいろいろの場合によりまして、大体共済組合の人間はほとんど事務をとる人間が大部分でございます。実際に現地に行きまして用地を買つたような実務をやるほどの人間を持っておりませんし、またこれは法律によりまして国鉄職員を使つていいというところになっておりますけれども、やはり極力小人数でやるのがたまたまというところで、事務職員しか置いておりませんので、国鉄当局の手がまだずいておつた時分には、実は私のほうの施設局と申しますか、部内の用地関係者が直接買ったこともございます。しかし三十四、五年からあと

は、輸送力増強工事その他のほうに手がいりまして、いま申しましたとおり、共済組合が自治体あるいは自治体の外郭団体、あるいは地主、不動産業者、こういうものからじかに買ってやるようなわけでございます。

それから、これを分譲いたす場合には、まず組合員として十年以上の在職がなければいけないという規則をつくっております。もちろん私のほうの組合には女性もおりますので、女子の名前が登記簿上あると、これは妻の名義で買ったのではないかと、これもあつたようでございますが、これは女性といえども私どものほうではりっぱな組合員でございますので、女性名義で買うことも当然あるわけでございます。

それからその次に、ほんとうにほかに住宅を持つてやしないか。真に住宅があるかどうかという条件にしております。これは、とことんまでなかなか家庭のこまかいことはわかりませんが、一応本人の申し出なり周囲のみんなの意見を聞きまして、そしてあれは確かに家を持つてないというふうなこともおのずからわかりますので、それも条件にいたしております。

それから、一人一區画ということ。大体八十坪から百坪くらいを一區画にいたしております。これは初め百坪でございまして、これは無理だといふので八十坪に下げましたけれども、大体八十坪前後というものが規則でございます。そして一人一區画で、ただし、のり面だとか、あるいはどうしても整地の関係で三角に残るといふようなところもございまして、そういう場合には例外的に二區画あわせて分譲することもございまして、原則は一人一區画でございます。

それから、さつきお話ししたいわゆる転売という問題がございまして、これは他の公社の共済組合もそうでございますが、住宅部の規程によりまして、一応所有権は譲渡契約と同時に組合員に移ります。しかしながら代金の完済までは、直ちに国鉄共済組合が第一順位の抵当権を設定いたします。その抵当権は当然登記面にあらわれます。

で、代金を完済しない以上、売買ができないのは当然でございます。また、たとえ売買しようと思つても、抵当権者の承認がなければできませんので、実際には売買が行なわれないわけでございます。したがって問題になりますのは、何かの都合で金を――原則は十八年間の年賦払いでございいます。したがってほとんどの人間がこの年賦償還、それで足りない部分は退職金でもって払うというたてまえになっております。しかしながら中には金があつて、その以前に完済する者もございいます。

我孫子につきましては、三百六十八件分譲をいたしました。そのうち、現時点におきまして、二十件が他の所有者の名義になっております。これを多少こまかく申し上げますと、このうち三件は共有地と申しまして、約三百坪の土地を緑地帯としてとつておくということで、自治会長の名義で登記をしておるのでございます。しかし、その後実際に住んでみますと、非常に道路が悪くて、とても砂利ではだめだ、舗装しなければいけません。ところが舗装費が、みんなで分担するのにはあまりに大き過ぎる。それではやむを得ない、緑地帯にすべき三百坪を売って簡易舗装と申しますか、砂利でない舗装に変えようということ全員でもって協議いたしました。そしてその三百坪の土地を売却いたしました。したがってこれは自治会長の名義から、三人か四人の他の人の名義にかわつておるわけでございますが、これはそういう意味でやむを得ない理由だったというふうに考えております。

それからその次は、死亡あるいは病氣、貧困等の非常に個人的な事情のために、一応は完済したけれども、どうしても持ち切れなくなつたという場合も現にございいます。こういう場合もやむを得なかつたのではないかとこのように思ひます。それからさらに、その二十件の中で二人だけ、現職でもって代金を完済いたしました売却いたしましたおる事実がございいます。この点につきましては、いま詳しく本人に事情を聞いておりますが、

これはもちろん幹部ではございせんが、投機目的とは本人は申しませんが、それほど重大なことではなかつたというふうなことで、転売と申しますか、完済してから売つたわけではございせんが、この点は非常に申しわけなかつたと言つております。しかし、この点については、現職の人間が完済後売却した、自分が住まないで売却したということは、はなはだ遺憾なことで、今後その点につきましては――完済いたしますと完全に所有権が移転いたしますので、法律的にこれをチェックすることはできませんけれども、やはり道徳的な規定として、誓約書か何かとる方法を考へて、約四百件近いうちのわずかに二件でございすが、そういう誤解を生じないように、この点は事務的にきちつとしていきたいというふうに考えております。

それ以前に、実は土地を買つたら二年以内に家をつくらなければいけないという規定がございいます。しかしこれは運営審議会におきまして議論をいたしまして、土地を買つて二年以内に家をつくるというところは、条件としては少し過酷過ぎるというところで、家を建てなければいけないという条件だけはとりました。あとはいま申しますとおり、非常に厳重にやつておるつもりでございますが、たまたま三百六十八件のうち二件だけ、現職の者が代金を完済いたしましたあとで他に売却をしたというところは、たいへん遺憾なことだというふうに考えております。

それからもう一点、国鉄共済組合から不動産業者にじかに登記されておる場所が、三カ所くらい我孫子にございいます。これは我孫子の団地の中で、すでに不動産業者が所有しておつた土地が点々としてございいます。それをどうしても売りません。かといつて、ぼつぼつあるところを残して宅地を造成したのでは、非常に造成がはかばかしくないます。きつと造成できないというところで、現職が土地造成後に同じ価格の面積、すなわち現物、当然現物になります。等価でもって土地を評価する、そうして交換しようというところで、たしか

四件ほど、直接国鉄共済組合から不動産業者に登記がされておるのでございいます。そういう場合には、不動産業者から国鉄共済組合に移転登記いたしました。国鉄共済組合からその不動産業者に、違つた場所を移転登記するというところで、これが四件ほどございいます。これはやはり、もとの土地の所有者で、どうしても売らないというところで、やむを得ず国鉄共済組合から、価格において損失のないような方法でもって具体的な土地を交換したという形になっておるわけでありまして、それらが、登記簿上から見ますと、国鉄共済組合が不動産業者にじかに売つたようにあらわれるわけですから、移転登記といたしましては、しかしそれは、違つた土地でもってその不動産業者が国鉄共済組合に移転登記している、そうして、造成価格を含めまして、減歩した面積で新しい土地をやる、こういうことでございいますので、登記簿上だけではわかりませんが、そのいきさつは部内的に非常にはつきりいたしております。それらにつきましても、登記簿だけ見て誤解される向きもあつたかと思ひますが、その点につきましては十分取り調べましたところ、疑義がない、こういうふうに私は考えております。

○井岡委員　そこでまず第一点は、不動産を取得する場合、自治体あるいは不動産業者、地主、あるいは方法でやりなつておる、これは私はさうだろふと思うのです。ただ問題は、不動産屋から買う場合、これは非常に注意しなければいけないのは、実は私は、大阪の問題ですが、不動産屋と国鉄の中でもめた問題を取り扱わされたことがあるわけなんです。そして、中に入つていろいろしました。したがって、不動産屋の場合、国鉄はいろいろなことから土地を取得しなければいけないのですから、当然これは指名承認とか、そういうことになつておると思うのですが、この点はどうなんでしょう。

○磯崎説明員　いわゆる不動産業者の中でも一流の、たとえば三井不動産、三菱地所、ああいうものはとても相手にしてくれませんが、やはりああ

いう一流でない不動産業者を使わざるを得ないというところはやむを得ないところではございすが、たまたま、都道府県知事から公認された公認不動産業者以外からは絶対買わないというたてまえにいたしております。ただ御承知のとおり、その間の競争もなかなか激甚のようではございまして、いろいろ言われている点もございすが、私どももいたしましては、最終的には、はたして職員が買えるかどうかということが一番問題なわけではございせん。したがって、高ければ共済組合が買つたとしても職員が買わない、それではもうそれだけ持ち込みになつてしまふというところでございますので、あくまでも職員のふところぐあいを頭に置きながら買ひますので、おのずから不動産業者から買う値段というものは、両方の面からバランスされてくる、こういうふうに思ひわけてございいます。

それから造成につきましては、不動産業者に造成させて買う場合もございせんし、買つてしまつてから、造成だけを別に造成専門の業者に造成させることもございせん。現在は大体あとのほうをやつておりますが、これらもその場所その場所、あるいは不動産業者から買うときのいろいろな条件によりまして造成をまかせ場合もあれば、こちらが造成する場合もある、こういうことでございいます。したがって、不動産業者間のいろいろな問題はございせんが、私どもは、私どもはたしてモデルトであるか、妥当であるかどうか、または、その値段にある程度の利子その他を加へまして職員が買えるかどうか、この二点にのみ重点を置はつてやつておるわけではございせん。

○井岡委員　結局は職員の皆さんに分けるわけですから、その土地が職員のふところぐあひと思ひます。私は、できるならば、単に都道府県知事が不動産業者として公認をしているという以外に、もう少しやはり国鉄それ自体がこれらの業者について

精細に検討する要は、将来とも起こり得ることです。この際十分注意をなさる必要があるのじゃないか。

それからもう一つ、いま不動産の問題が出ましたから、ついででございませうが、参議院の席上で、あるいは新聞記者との会見の際に、中西さんだっと思ひますが、省いてやられたので誤解があるのじゃないか、こういうお話ですが、私は、造成のときにはそういうことはあり得ると思うのです。点々としておつて、そうして売ってつくれる。したがって、それは一挙にやる。そのかわりに、あとでこれは交換をしようとか、あるいはこれは認めてやろうとか、これは土地造成の際にはあり得ると思うのです。しかし、その場合、私は、ここで抜けておつたのは、これはそうやっておいでになったかわかりませんが、たとえAならばAの不動産業者が持つておつた土地というものは、これは一筆何坪あった、これはわれわれのほうで造成をする、しかし、造成後これは土地を交換する、あるいは何をしようというふうな覚え書きと申しますか、契約と申しますか、そういうものをやっておかないと、人から見たら、団地でありながら、そのまん中にぽかんとそれが残っていたら、人が見た場合は、みな買ったのだらう、だから造成したのだらう、こういうふうに理解するのは、私は人情だと思ふのです。間違っていないと思ふのです。それがあとになってぽかんと出てきた、こういうことになる、非常に不愉快なものが出てくる。したがって、そういうふうな契約がなされておつたのかどうか。この点は将来もやはり厳にしておわなければいけないことですから、この点をひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○磯崎説明員 その点につきましては、私自身その契約書をまだ見ておりませんが、国鉄共済組合の東京支部長と不動産業者との間で、交換契約を結んでおられると聞いています。担当の井上常務からも少し御説明させていただきます。

○井上説明員 ただいま副総裁から申し上げましたとおり、業者と共済組合との間にははつきりした契約書を取りかわしておられます。現物もここに持っておりますので、何ならこちらに入れてもよろしいと思ひます。

たとい、業者と共済組合との間にははつきりした契約書を取りかわしておられます。現物もここに持っておりますので、何ならこちらに入れてもよろしいと思ひます。

○井岡委員 井上さんは、見せましようかと言うが、私は、そういうふうになさっておかないと、やはり誤解があると思ふのです。同時に、単に交換をした契約だけなしに、交換をする以前の契約をやはりしておかないと、いつの間にかこれが国鉄になったということになると、公租公課の問題も関係してくるのじゃないか。言いかえて申し上げますと、不動産取得税がかかりますし、いろいろあるわけですから、やはりそういうものとの誤解ができてくる。したがって、この点は十分おやりになっておるようですが、特段の御注意を今後おきたいと思ひます。

もう一つ、私は最後に申し上げようと思つておつたのですが、一人に対して一區画八十坪、こういうお話ですが、私は、われわれの家といふことは、望ましいことだと思ひます。しかし八十坪の家といふのは、そうざらにならぬと思ふのです。そういう点から、画一的に八十坪という考え方でなく、やはり職員が家を持ちたいというところは、給料の高い人も低い人も、私は人間として同じだと思ふのです。しかし八十坪であるために買えない、こういう人がないとも限らないと思ふのです。そういう点から考えると、一律に八十坪というふうな考え方は少し私は、どう申しますか、悪い表現で言いますと、事務的であり、官僚的であるという言い方をせざるを得ないと思ふのです。

同時にまた、八十坪の土地を買ったけれども、自分分は三十坪しか要らないんだ、四十坪しか要らないんだ、たまたま自分の、国鉄職員ではないけれども、お友だちとかあるいは親戚という人、どうして土地がほしいという人がある。そういう場合、おれは八十坪も要らぬのだ、おれは三十坪でいいんだから、五十坪おまねにやろう、こういう

うことにならないとも限らないと思ふのです。国鉄の共済組合という国鉄職員の福利厚生を目的とした団体の事業でありますから、国鉄の職員がみんな恩恵に浴することが主たる目的でなければいけないと思ふのです。そういう意味から八十坪というのは、私はほしいけれども、必ずしも画一的にきめる必要はないのではないかと、私はこのように考へるのですが、この点ひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○磯崎説明員 その点につきましては、現在の住宅部規程を設けますときに、運営審議会ですいぶん議論されたようであります。私はまだそのときおりませんでした。そのときは一応八十坪ということできめて規程に書いたようでございますけれども、最近、いま先生のおっしゃったのと全く同じ気持ちから、大体五十坪以内にとしようというので、まだ大船は全然分譲しておりませんので、今後の分譲は五十坪を最高とするか、あるいはもう少し小さくするか、これは重大問題でございます。私で私単独ではきめられませんが、運営審議会にはかりまして、いまのお話などを十分参考とさせていただきます。最大限五十坪というふうにと小くしたい。組合側の意見もあると思ひますが、運営審議会に今度その問題を出したい、こういうふうな考へております。大体御趣旨は私としてはわかつたつもりでございます。

○井岡委員 その点で一応一般的な問題としては、共済組合ですから、できるだけ全体の組合員がその恩恵に浴するような方途を考へていただきたいというところをつけ加えて申し上げるのと同時に、ここで規約を私は見せていただいたのですが、若干規約の中で、いま申し上げたようなことを考へながら、お尋ねをしてみたいと思ふわけです。第三條に、「支部長は、その所属する組合員について、住宅又は宅地の譲受希望者の募集及び譲受人の決定」こう書いてある。その決定のしかたのところ、私は先ほど申し上げたように、支部長さんだけであつて、もっとみんなが納得をする機関、こういうものが必要ではないか。もちろんこれは大

ぜい寄つてさがさやつておつたんじゃないやきまりませんけれども、少なくとも規約上では支部長という一つの公的な名前を示しておつても、複数のものがあると思ふのですが、したがってこれは支部長だけでなくて、機関とかなんとかいうようなことにしておかないと、国鉄四十万の職員の中で、世の中には全然善人ばかりとは言えないと思ふのです。世の中にどろぼうがおるかどうか、世の中には全然善人ばかりとは言えないと思ふのです。世の中にどろぼうがおるかどうか、世の中には全然善人ばかりとは言えないと思ふのです。世の中にどろぼうがおるかどうか、世の中には全然善人ばかりとは言えないと思ふのです。

○磯崎説明員 その点につきましては、われわれとしては非常に配慮をいたさなければならぬ点でございまして、初め昭和三十三年ごろ、いわゆる宅地分譲を始めたころには、まだそれほど実は応募者がございまして、しかし最近では、政府の持ち家対策というふうなことの間に、一般職員の中に、まだやめるまでずいぶん時間があるのでも、とにかく将来の安住の地がほしいという意味で、非常に最近応募者がふえております。それらでもし選定について誤解があつてはいかぬというところで、いまは全部抽せんをやつておられますが、あれのまねをいたしまして、応募者が口数以上あれば原則は全部抽せん、特定の人がある場所を取るのはいくつかの、場所を抽せんするし、人も抽せんする、こういうふうなことにして実際にやつてまいつております。初めのうちは確かに応募者が少なかったもので、決定というところをやりましたが、このごろは抽せんでもってやるといふ原則でいきたいと考へております。現にそういうふうなやつておるわけでございます。規程等について、まだはつきりそこまで直つておらないかもしれませんが、現在は抽せんをやつております。

○井岡委員 このことについては、抽せんをやつ

ておるといふことですから、私はできるだけそういう方向でおやりいただくことを希望しますと同時に、申し上げましたように、見ておりますと、何か一人が非常にできるような規約になっておるわけでありまして、それは最初出されたときといまの事情が違ふからといふことでございますから、それはそれとして了解をいたします。

次に、先ほど申し上げましたように、その不動産から通り抜けるというようになりなすこと、公租公課の問題等の誤解を受けて、脱税であるとか脱税でないとかいふことが出てきます。したがってこの点は、規約にも公租公課は本人が負担するのだといふことが明確になっておりますから、この点はできるだけそういうように、今後もおやりになるときは、不動産業者だけでなく、やはり地主の中にも私は売りたいくないという人も出てくると思つておる。私はいまあるところ、大阪府に頼まれてやっておりますけれども、わずかに十坪の土地ですが、先祖代々の土地だから絶対売らぬ、こう言つてがらばつておる。都市計画はそのためにできないところもあるわけですから、こういう点もひとつお願いをしておきたいと思つておる。

その次にお尋ねをしますのは、いま申し上げましたように、分譲の問題についての面積は十分考へていただきたいと思つておる。特にこの規約ではその坪数と建坪といふものとの開きがあまりにも大きいようでございますから、特にこの点はお願ひしておきたいと思つておる。

それから優先分譲、なるほどこれはその組合員が土地をあっせんをした場合、その組合員に優先的に分譲をする、こういうながある。私は原則としてそうだと思うのです、またそうでなければいけないと思つておる。しかし、ここで一つまた誤解を受ける問題が出てきはないかと思つておる。それは自分は土地は持つておる、家は持つておる、けれども自分の近所の人あるいは自分の知り合いで売りたいといふ人があつた、そうしてそれをあつせんをした、自分は優先の権利が

あるからといふてその一筆をもらつておる、こういう場合、その人はいつでも譲渡をし得るだけのながあるわけですね、自分にあるわけですから。ですからその優先分譲といふことについて、これは条文それ自体は私は間違ひだとは思ひませんけれども、これらについて御配慮なさつておるかどうか、この点をひとつ伺ひしておきたいと思つておる。

●井上説明員 ただいまの先生の御趣旨のとおりの問題が実はございます。この条文をつくりましたのは、当初分譲を始めたときに、はたしてこれがうまくいくかどうかといふ懸念もありましたので、土地のあっせんを組合員からも受けてなるべく手広くやらなければならぬ成功しないだらうといふような配慮もございまして、こういう条文を入れました。ところが実際に組合員が団地をあっせんする——単なる聞き込みで知らせてくることはございまして、いわゆるあっせんといふようなことは実は、条文にありませんけれども、実例がないのでございまして、これは死文にひたしてある条文中でございます。実際にはこの条文は生きておりませんので、本来ならば条文を抹殺すべきであります、その点多少そういう事務手続がおくれておりましたが、これは遠からず消したいと思つておる。

●井岡委員 次に工事の契約でございますが、工事の契約は私はやはり指名のなにおやりになるのが原則だと思つておるが、前項の契約は、指名競争契約又は随意契約、こういうことがあるわけですね。条文としては私はそれでいいと思つておる、この「又は」といふところに力の入らないようにやつていただかなければやはり誤解を招くおそれがあるのじゃないか、こういうふうに考へる次第です。そこで同じことが三十三条の保険契約のところにも「局長が別に指定する」、こう書いてある。これらも規約上はそれでいいとして、運営の中でやはり何らか考へていただかないと問題が起るような気がしてならないのです。この問題といふのは、誤解が起るような気がし

てならないのです。この点について、いまの契約と指定といふこの項について特段の注意を払つていただけるかどうか、ひとつ伺ひをしておきたいと思つておる。

●井上説明員 これも当初の条文では「指名競争契約又は随意契約によるものとする」といふふうに書いておりましたが、こういうふうには手広くいろいろな方法を書いたといふことは、先ほど申しました趣旨から出ておることでございますけれども、現実の問題といひましては指名競争契約一本やりでやつておるのが実例でございます。その次の工事の場合については「別に定める」といふことになっておりますけれども、これは組合の支部長といふのが管理局長でございまして、この管理局長が整地工事を行なわせることが適當であると認められるものを指名競争契約で選定するわけでありまして、この場合もいわばオープンといふようななかからなつております。現実にそれほど問題は起きておりません。

●井岡委員 それから三十四条の禁止事項の中で「住宅の模様替又は増築をすること」これを禁止してあるわけですね。このところには私は少し抵抗を感じておる。自分は十年で借りた、最初は十八坪だった、ところが、子供が大きくなつてきて、勉強部屋もこしらえてやらなければいかぬ。たまたま土地も、八十坪が五十坪に下がるとしても、やはりある。こういう場合について、やむを得ないといふ事由が入つておりますから、やむを得ないといふ事由といふものにはそういうものが含まれるとは思ひますけれども、しかし一般論としての取り扱いといふものは、こういう場合はこうだといふ施行規則のようなものをこしらえておく必要があるのじゃないか、こういうふうに考へるのですが、この点をひとつ伺ひしたいと思つておる。

●井上説明員 分譲につきましては、共済組合といたしましてはなるべく問題の起らないようにといふことを基本的に考へておりますので、かなり窮屈な条件をつけておることは事実でございますが、

す。したがつて先生御指摘のように、いろいろな条件を禁止事項として書きあげておりますが、これも先生御指摘になりましたように「やむを得ない事由によると認められる場合の外」といふことがございまして、実際問題としては、そういう子供がふえて部屋をふやさなければならぬといふような場合には、当然やむを得ない事由の中に入りますので、これによつて処理いたしております。この「住宅の模様替又は増築をすること」といふことを特に入れておりますのは、実は火災保険をつけさせておりますので、保険の約款との関連もありましてこれは特に入れておるのでございまして、実際問題といひましては、いま先生御指摘のとおり、やむを得ない事由によるということとで処理をいたしております。

●井岡委員 ですから、そのやむを得ないといふのはこういふことだ、こういうふうにひとつ列記をしておいて、そしてなお、その他といふのなら話はわかるのです。こういう問題はやはり誤解を招く問題ですから、誤解を招かないように規約の中で処置をしておかないと、自分はやむを得ないと思つてもほかの者がやむを得ないことではないのだといふことで、ひとつの見解の問題になつてくると思つておる。ですからこういう問題はできるだけこまかく規定をしておくほうが、事務を簡素化する上においても、スムーズにやる上においても必要じゃないか、こういうふうに申し上げておるわけ、この点はひとつもう一度伺ひをしておきたいと思つておる。

●井上説明員 先生の御指摘どおりでございますが、御趣旨は十分にわかりますので、今後とも私ども実際の運営の面におきまして、あるいは規程の改正の面におきまして、共済組合運営審議会にもはかりまして、先生の御趣旨に沿うようにやつてまいりたい、かように考へます。

●井岡委員 最後に副総裁にお尋ねをいたします。別表の第一(第二十五条)に「指定地域」と書いてあつて、指定地域がずっと並んでおるわけ、こういう形のあらわし方というものは、何

○大橋国務大臣 私は新聞で書き立てられました記事を読みましてびっくりいたしました。さつそく国鉄に報告を求めました。それに基づまして閣議においても発言いたしましたして、国鉄共済組合

かりますが、三十九年三月完成のが三十五年から三十八年、四万坪買つております。天王台が四十二年末の予定になっておりますが、これが三十四年末からお買いになつておる。これは約四万坪あ

すけれども、現時点におきましては、大体東京駅を中心としたしまして三十キロ以内のところで、とても私のほうの職員が買えるような土地はございません。どうしても三十キロ以遠の、いわ

ります。これは駅の事情が違いまして、根岸線と申しますのは御承知のとおり、本来鉄道敷設法におきましては、横浜市桜木町から北鎌倉に至るといふふうに書いてあります。その北鎌倉と申しま

すのは、横須賀線でございます。したがって、敷設法上、北鎌倉に線路を直接つけるべきではないかという問題、これは藤沢市、鎌倉市が中心になって非常な運動をしたものであります。それから北鎌倉では輸送上不便だから、大船に入れるべきだという意見がありました。大体意見が三つに分かれました。大体いまの予定線になりましたところと、東海道線に並行して一キロくらい走って大船のまん中に立体交差で入ってくる状態になる。それからPの南のほうから大船駅に直角で、と申しますと諸弊がありますが、大体直角に近い角度で入ってくる。それから南から北鎌倉に入ってくる。この三つの案について非常に慎重に検討いたしました。これはほんとうに輸送上の大事件問題でございますので、慎重に検討いたしました結果、昨年の夏に至りましてやっと部内の意見がまとまりまして、やはり貨物輸送を中心として京浜地帯と東海道とを結ぶことを重大目的にしようというので、ああいう路線を決定したわけでございます。したがって、あそこ土地を買いましたのはその前でございますが、あそこ土地が買えるなどということは全く知らない、ただあの辺の場所を買ったというだけのこと、これは私自身があのルートの決定に参画し、また駅の場所につきましては地元という御相談いたしましたように、いろいろな案を検討した結果あのルートになったわけで、決してあの駅ができるというところが初めからきまつていたわけでも何でもないわけでありまして、これは非常に結果的に三つ団地がございまして、一つの団地は非常に近いのでございますが、あとの二つはむしろ大船駅のほうがずっと近いのです。そういうようなことで、結果的に誤解を受けたことは非常に遺憾でございますけれども、この点私自身このルート決定に当たりましたので、責任をもってお答えできる問題でございます。

○小川(新)委員 いま聞きましてよくわかりましたが、たまたま合ったと言われるんですけれども、住宅公園も土地を探しているわけですか。とこ

ろが、どういふわけで国鉄だけがこういふふうな駅のところを買ってしまったかということが、世間の疑惑を招いているわけですか。ここにも住宅公園もあったと思うのです。また地方自治体もやっているんだ。土地の問題というものは、これは都市計画にしても、市街地再開発にしても、いま問題になっている取用法、土地問題を解決しなくては現在の日本の住宅行政また都市問題というものは、これは解決できないんです。けさの毎日新聞にも出ておりますけれども、土地を買った、駅をつくったけれども、町づくりはちっとも進まないというふうな記事も出ています。いろいろな面で、われわれとしてはそういう点の中から、それではなぜ、他の住宅公園等がここに入ってきたのか、そういうふうな点の事情はどうなんですか。

○磯崎説明員 けさの毎日新聞の記事に一々反駁する気持ちはもちろんございませんが、あの付近は、実はその新聞の図面にはございせんが、もう一本線路がございまして、武蔵境からは政線という線が出ています。私のほうで買いましたのはむしろ政線の向こう側でございます。こちら側に一つ、向こう側に二つ。是政線の新小金井という駅がございまして、その小金井に徒歩で五分ないし十分のところでございます。その写真にはその線は出ておりませんけれども、地図をくらんでみれば、東小金井よりもずっと近いところにすでに駅があるわけでございます。そこを買いました。そこにはすでに周囲に、都営住宅がその当時からたくさん建っております。その中の土地を、これは実は共済組合が買ったのをございせんが、各職員が不動産業者から買うのをまともに買って、買ったというのでございまして、この問題には共済組合は全く関係いたしておりませんが、いざれにいたしまして、この団地ができたから東小金井ができたというのでなしに、ちよっと新聞にも出ておりましたけれども、実は中央線の複々線化の工事をいまやっております。高架にいたしますと、当然貨物駅ができませんので、御承知のと

おり、新宿だけ残しましてあと全部貨物駅を廃止したわけでございます。中野はもろろんのこと、荻窪、西荻窪、全部廃止いたしました。廃止いたしましたも、どこかにそれをつくらなくちゃいけない。しかも東京に近いところにはほしいということで、東小金井付近に数万坪の土地をやつと——五日市街道からわりと便利なところで貨物輸送に非常にいいところを探しておいたわけでございます。地元としては、貨物駅だけつくられちゃ困る、駅をつくるのなら貨物も旅客もつくるのがあたりまえじゃないかということで、その写真の左の手の前のほうが貨物駅でございます。左のちよっと白くなつておりますが、そこが貨物駅。貨物駅をおかげで中野駅のほか数駅の貨物駅を全部やめて、いま東京の西側の貨物駅の拠点としてつくっております。地元民は、貨物駅だけつくられたんでは地元がさびれてしまうということ、かたがた将来ここは大いに発展するんだということ、昭和三十四年から御陳情を受けておいた問題でございます。この問題は共済組合の問題と関係ございせんし、私のほうでいたしましては、むしろ貨物駅をぜひつくりたいということ、で、地元とこちらから積極的に御相談して、実は貨物駅の土地の獲得につきましては相当市のごやっかいになつてゐるわけでございます。以上でございます。

○小川(新)委員 こまかいことは、それは私がここで論議してもわかりませんのでそれを承服するといいたしまして……。大体先ほど根岸線の場合、三つのルートがあつて、土地を買えるんだとおっしゃいましたけれども、これはなぜ地主から直接買わなかつたかという理由が一つあるのです。たとえば、地主から買えばもう少し安くなる。この土地の問題もそうすけれども、大体国鉄としては幾らぐらいて標準をきめて分譲をする考えがあるのか。たとえば私の調べたところによりまして、我孫子においては、あるおすし屋さんが一坪六万円で団地の中を買っているのです。六万円に

もなっちゃうんですか。そんなになつちやたら、これは買えないのじゃないかと思う。五千二百円でしたか、分譲するというのが大体の基準になつておりますけれども、不動産業者が入つただけでも、土地の値段が倍から三倍に上つております。そういう点を考えたときに、この基準というものはどの点に置かれて国鉄の皆さんにお分けするの、この点を伺いたい。

○磯崎説明員 初めの御質問の、地主からしかに買ったほうが安い、これはもう私もまさにとおりでございまして、大船につきましてのC団地は幸いそれができましたので、全部地主から直接買ってあります。A団地、B団地は不動産業者から買いましたが、C団地は十数名の地主から直接買ってあります。売るほうの値段でございますが、これはちよっと私どものほうの担当者から御説明いたさせていただきます。

○井上説明員 共済でやつておりますこの宅地分譲地は、職員になるべく安い土地を提供したいというのが根本の趣旨でございますので、その時点時点におきましてなるべく安い土地を探す、これは基本的にそういうことになつております。したがって、東大宮でありますとか、あるいは我孫子でありますとか、あるいは行田でありますとか、過去において土地を取得いたしましたところは、これはかなり安い値段で買つておけることは事実でございます。ところが、最近やはり御承知のとおり、値段はだんだん上がつておりますので、いま御指摘になりました大船の土地などは相当高い値段になつております。大体共済組合として買いました値段は坪当たり一万円見当というふうになつております。私どものほうでいたしましては、職員のみどころ勘定からしてそう高い土地は話になりませんので、大体一万円ぐらゐ。安い土地と申しましたも、もうだんだん一般的に地価は上がりますので、そう安いところを探そうとしても無理な点もございまして。現時点におきましては、大体一万円見当でおさめたい。もうそれ以

けれども、その問題はもはや共済組合の手を離れた問題であると私どもは考えざるを得ないわけであります。

○小川(新委員) 結局共済組合がつくつても、団地の中にこういったいろいろ不明朗な点が出てく

るので、国鉄總裁も御心配になり、総理大臣も社会的問題としてこれを取り上げておる。

それで、山崎慶次さんという人がいるのですね。この中にもすくなくさん土地を持つておる。これはどういふわけですか。

○井上説明員 それは先ほど御説明しましたように、一つは共有地の売却という事によつてかなり広い面積を得た業者もおりまじうし、あるいは個人もおりまじうし、それから先ほど申しました一種の区画整理、これは大体二千坪の土地を受け払いしておるわけでございますから、共済から売り払つたものの中に、相当広い土地を持つておるのとおもいますけれども、これは共済組合の土地分譲とは全然関係のない問題だと思ひます。

○小川(新)委員 結局そうしますと、国鉄の共済組合の団地というのは、いまは団地としての性格を離れて、いろいろかつてな形式のスタイルになりつゝある。何といひますか、そこにかつてに何口も持つておる人がいる。この山崎さんという人は、うちをほかに持つていますね。そういう方が——国鉄のうちに困つていて、ほんとうに零細な給料の中で、土地も買えない方々に、共済組合が少なくとも団地を提供し、住宅を供給するという初期の目的からだんだん離れていつて、しまひにはそういう形式がくずれてしまふ。これがいま私が言つてゐるやうな問題になつてゐる。我孫子の問題がそうありますが、これがまた他のほうにも波及してくる。だんだん社会的問題としていま取り上げられてゐる点ではないかと思ふのです。こういうふうな不明朗な案に——最初は一口で、十年以上勤められて、ほんとうにその方が共済組合の買った土地を分譲をしていただくというスタイルのもとに出発していつた。これがいろいろの形になつていくといふところに、われわれが解せないし、また法的にもいろいろの問題が出てくるのでしようし、またそういう不可抗的な点も出てくるのでしよう。しかし、先ほど申しましたとおり、六つも七つもの新駅前に国鉄の共済

組合が先行投資しておる。たまたま合致したといへば言えるかもしれませんが、私はそういう点から考へてすつきりしないのではないかとこので質問をしておる。この点についていま御説明がありましたけれども、今後土地の値段がどんどん上がつていつたところから、共済加盟の組合員が手放していつたところも考へられますが、その点についてはどういふのでしようか。

○磯崎説明員 その点、先ほど井岡先生からも御質問がございまして、私どもといたしましては、代金を完済するまでは第一抵当権を設定してございまして、かつてな処分はできない。これはもうはつきりしてゐるわけでございます。それでなしに代金を完済してしまふ、あるいはやめて、退職金で全部代金を払う、そういういたしますと、当然登記簿面からも抵当権は消えますし、権利書が本人にきつちと渡るわけでございます。それからあと本人がどう処分するかといふ問題でございますが、これも先ほど申しましたけれども、たとえば死亡したか、あるいは病氣だとか貧困だとか、あるいはその勤め先が、将来この近所に住もうと思つていつたに全然違つたところの勤め先が見つかつたといふやうなときには、やはりある程度処分するか何かなければ家庭は二つに分かれる、かつて生活ができなくなるといふやうなことなども考へられることと思ひます。その際には結局、完全に所有権が移転したあとのことでございますから、やはりモラルの問題だと私は思ひます。したがひまして、もちろん法律的にはこれは無効でございますけれども、たとえば誓約書を初めから書かせるとか、たとえば完済して所有権が移つたあとでも投機目的等には売らないとか、あるいはいふところの所属長に承認を経るとか、何かそういう形式で誓約書のようなものでもとつて、そしてそのモラルをチェックするといふやうな方法以外に、所有権が移つてしまつたあととはなかなか法律的にはむずかしい問題だと思ひますが、やはり職員全般のモラルの問題として、何か少しでもそれのささえになるやうなことをする必要があるだ

らうといふふうに考へております。非常にむずかしい問題だと思ひますが、これは実は住宅公団その他の他にも伺ひしたので、どこでも非常に困つていつたやうな問題でございまして、所有権が移つてしまつたあとどこまで制限ができるかといふ問題が、非常にむずかしい問題でございまして、これは今後、国鉄共済組合のみならず、国家公務員の共済組合もございまして、また他公社の共済組合もございまして、そういうものも十分相談いたしまして、何かいい知恵がないかといふふうに考へていかなければいけないと思ひます。

○小川(新)委員 まあこの団地でですね、いま非常に苦しい答弁でようわかりますけれども、よそに土地があつて、また買つてゐる。そういうことは国鉄内から一掃してもらいたいんですね。こういう問題ををはつきりしないとわれわれは非常に不明朗です。もつとひとひのがあるのです。たとえば、名前をはつきり言つておきましよう。磯部官彦さんという方が、これは調べたところによると、行田にも買つてゐますよ、行田の団地。我孫子に持つていつた行田にも持つてゐるというの、これはどういふからくりで持つてゐるのですか。

○磯崎説明員 その点は明らかに私どもの事務の不備だと思ひます。本来ならばもちろん一人一団地でございまして、各団地ごとに一口といふのが原則なことは当然であります。したがつて、申し込みなり、あるいは抽せんの結果きまつた場合には、もう一ぺん全部いままで分譲した人たちとは実は照合しなければならぬわけでございます。その照合事務がおくれていたと申しますか、照合事務が十分でなかつたといふことは率直に認めざるを得ないと思ひます。しかし、たてまえとして、団地ごとに幾ら買つてもいいんだといふたてまえでなしに、むしろ今後、それを事務的に、その買った人間は五百人、だれとだれ、全部その名簿をチェックするといふ方法でそれを防いでいこうといふふうに思ひます。決して意識的に売つたわけではございませんで、たまたまこちらの事務

の手薄だつた点があることは認めます。

○小川(新)委員 時間がありませんし、あとの質疑なさる方も待つておりますので、私の質問はこれで終わりますけれども、チェックのお話が出ました。非常にずさんなやり方、そういう点が今回こういう大きな問題になつてきたと思ふのでおられますけれども、チェックの方法、それと重ねて私は一つお願いしたいことは、この不動産業者のリストをひとつ提出していただきたい。それからこの分譲名簿の、当たりさわがありまして、リストをひとつあつて私どものほうへ提出していただきたいと思ひます。

以上をもちまして、時間もございませんで、これで質問を終つていただきます。

○磯崎説明員 不動産業者のリストは御提出いたしますが、個々の分譲を受けた者の名簿といふことになりまして、まあ多少借金のリストのようなものになりますし、また所有物のリストのようなものになりますので、各団地ごとの何のたれがしといふ名前の入つたリストは、やはり一応その所有者の承認を得なければならぬといふやうな点も考へております。その点いかがでございますか。やはりこれはある意味で個人の何と申しますか、財産上の秘密なり職務上の秘密なりといふことになるのじゃないかと思ひますので、一応やはり譲り受けた人の承認を得なければ名前には……。

○小川(新)委員 そうじゃないですよ、私の言つてゐるのは、国鉄共済組合が土地を譲つたリストでつこうです。それから先のリストじゃないです。それは何もプライバシーじゃないでしよう。共済組合からこの団地は小川から小川が受けたといふリストでつこうです。それから先のリストじゃありませんから、私の言ふのは。

○磯崎説明員 そうすると、あれでございませうね。たとえば共済組合からA、B、Cに移つた、そのA、B、Cの名前ですか。——それもやはりちよつと……。それから先の問題ももちろんあれ

でございますけれども、**整地作業**の面でありまして、か、あるいは初めの、**団地を造成**します場合の一種の区画整理でありますとか、そういう関係で、登記簿上見れば確かに共済組合から不動産業者なり特定の地主なりに登記が移っておるという例はございます。しかもそのほうがかなり面積が広い。口数にすれば五口も六口も移っておるようなかっこうになっておるところはございますけれども、それは共済組合の土地分譲とは本来関係のない

いものでございます。

○神門委員 直接売った事実はないということ、特に共有地の問題が浮かび上がってきているように、こういう緑地帯がほしいから、自治会長名義ですか、そういう名義にして三百坪ばかりのものを保有して、全体の団地の共有地として自治会長名義に譲った、こういう例が他にたくさんあるわけですか。

○井上説明員 これはそうたくさんはございません。私の知っている範囲では、たまたまこの東我孫子団地だけでございますが、その際にも、確かに将来いろいろ問題が起りますので、自治会の代表者の名義にはいたしておらず、これはみんなの共有財産であるという公正証書をつくっております。それでもなおかつ個人の代表という点では問題でございますので、将来はこれを個人という点でなくて、名義の上においてもはつきりみんなの共有というようになつて改めたいと思っております。

○神門委員 その三百坪がいろいろその舗装なり下水の整備のために何ばかりで売られて、そして宅地整備に充てられたという御説明でしたが、さっきの不動産業者の写真がありますね。これが共有地の払い下げ地に建っているというお話で、新聞を見ますと一番は出てくるのです。そういう共有地制度というのですか、共有地としておかれたことがむしろ問題になっておるようです。もう一つは、一人一區画を原則とする、たまたま不整地の場合には二區画を一人の組合員に分けておる場合もある、こういう説明も先ほどあったわけですね。この場合、いかに自治会長であつても法律上は個人ですね。それで、三百坪は三區画か四區画になると思う。そうすると一人に対して四區画あるいは五區画を分けたことになりはしないか。これと一人一區画という原則とは、どういふふうに考えたらいいのか。

○井上説明員 その点は先ほど申し上げましたとおり、公正証書ではつきりはいましておられますが、なお、先生の御指摘のような問題がございます。

すので、将来の問題としては、個人の一人だけの代表名義でなくて、その坪数にちょうど当てはまるような、たとえば三百坪でございしますならば、四口であるとか五口であるとか、場合によつては全員でもよろしいと思ひますが、いまいふうな名義に書きかえたいとは思ひますが、いままでのところでは個人の代表名義になっております。ただ実体的には公正証書ではつきりいたしております。

○神門委員 それから宅地の入手が現在、社会的にも非常にむずかしいと言われております。国鉄共済組合等がこういう分譲作業を進められる中で、宅地の入手状況はどうか、またそういう新しい団地ができる場合には、そういう緑地的なものを、方法は別として、今後とも置くという問題をはきしたわけなんですから、そのような根源をなくしていただくような考えがあるかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○井上説明員 先生御指摘のとおり、確かに今後の団地内の緑地の問題につきましましては、最近、住宅地造成事業に関する法律というものができまして、それによりまして、団地の中に緑地をつくらなければいかぬというような規制がございします。しかもその団地をつくりました場合には、これは公共用地として当該地方公共団体に帰属させるべきものだといふように法律ではつきり規制されておりますので、今後の問題としては、その法律に従つた処置をしていく、かように考えております。

○神門委員 それは地方自治体に移転する、こういうような方法でそういう緑地をつくっていく、こういうことですか。

○井上説明員 さようでございます。

○久保委員 関連して。それじゃ一言だけ副総裁に……。この問題はそれぞれ皆さんからお話があらはつてはつきりしていると思うのですが、一つには停車場というか、そういうものを大体予想して、そこへ団地をつくつていふのではなからうかということですね。もう一つは、共済組合が土地

造成というか、組合員のための土地の取得、売買、そういうものについて不動産会社とかなんとか、そういうものにかかわつて不明朗な点があるじゃないかというふうな点だと思ひます。そのとおりな面もあるようでありまして、これは十分注意していただくことは当然であります。たださっきの答弁の中で、何か所有権が移転したあとで、値段が高くなるとか転売するとか、だからそれには所屬長の誓約書でもつておこなうかというあなたの答弁があつたのです。そんなことはどこに行つても聞いたことではないです。買った個人の自由ということでありまして。ただ問題は、共済組合が殖産の手段に供してはいかぬといふことと、駅長が何か誓約書を入れておいてなんといつたつて、それは効力があるものじゃありません。そういうことではかえつて問題をおかしくするのではないか。そこまでの配慮をするなら、それ以前の、殖産の手段にさせないという、きつとした方針で共済組合の土地の問題は対処してもらいたいと思ひます。

それから停車場の予定地云々であります。もしそういう疑惑があるなら、そういう点はやめさせる。もちろん停車場をつくるには、いままでだんだん御説明があつたように、その町なり市なりが、その負担能力がなければ駄目なやうな話でありますから、そういう問題もあわせてこれはやるべきであつて、そうでないと、私は過去において組合員であつたこともありまして、しかし不幸にして土地はいまだに一坪も持つておりません。だけれども、職員の実態を見れば、やはり在職中に退職後の安住の地を与えるといふことは、またほしいといふことは当然だと思ひます。その純粋な意味での問題であつて、それ以外にいろいろあるから世間から指弾されるのでありますから、それを遮断する方法さえつていただければ私はいいと思ひます。そういう意味で、どうもさっきの御答弁は少しおかしいが、これはどう

うでしょう。

○磯崎説明員 先ほど申しましたように、この所有権移転後の問題、これは純粋な法律問題としては全く個人の自由でございます。したがつていま久保先生のおっしゃつたように、この共済でせつかくやつたことを殖産の具に供してはいかぬといふことがモラルであり、またこれが根幹であるべきだといふふうに考えております。

誓約書等と申しましたが、これも一つの考え方だと申しただけでございます。実際これをどういふふうに行つたか、共済組合自体に対する組合員の考え方というものを、角をためて牛を殺すやうなことで、もうめんどうくさいから分譲はやめといふやうなことになるわけないと思ひます。そういう点を、やはりどうしても国鉄職員にも土地をやりたいといふわれわれの気持ちは変わりませんので、十分気を付けてやつてまいりたいと思ひます。

○内藤委員長 次に、公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。原健三郎君。

○原(健)委員 私はこの法律の趣旨には賛意を表するものであります。いままで軍用飛行場の周辺の騒音に対する防止、補償等の法律がありましたが、軍用以外のものはなかった。はなはだ片手落ちであると遺憾に思つておつたところが、今度運輸省でこの「公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案」というのを提案されましたことはまことにありがたく存ずる次第であります。それで二、三の内容に立ち入つて、わかりにくい点を解明したいと思ひます。

この法律によりまして、本法は、「公共飛行場周辺における」といふ、「公共飛行場」といふこ

とば使つてあります。それから中身になつてくると、今度は「特定飛行場」ということになつてきておるのですが、この「公共用飛行場」と「特定飛行場」はどう違ふのであるか。「特定飛行場」というのはどういふものを言うのであるか、これは法律にも書いてありますが、もうちょっと詳しく御説明願ひたい。

○澤政府委員 第一条の「公共用飛行場」と申しますのは、航空法に基づきまして、一般公共の用に供するために設置いたします飛行場でございまして、これには御承知のように第一種飛行場、それから運輸大臣が地方に設置いたします第二種飛行場、それから府県が設置いたします第三種飛行場というのがあるわけでございまして、それで第二条に「特定飛行場」というのがございまして、が、「特定飛行場」はただいま申し上げました飛行場のうち、運輸大臣が設置いたします公共用飛行場、主として二種以上の飛行場になりまして、このうちで政令で指定するもの、そのうちの飛行場とどの飛行場という、この法律の適用の対象になりまして飛行場を政令で指定いたします。それとこの法律で定めてあります新東京国際空港、これが「特定飛行場」ということでございまして。

○原(健)委員 その特定飛行場を政令で定める場合に何を基準にして、どの程度のことを基準にしておきめるのですか。

○澤政府委員 ジェット機の離着陸の非常にひんぱんな飛行場でございまして。現在予定いたしておられますのは、羽田の飛行場と大阪の伊丹の飛行場、この二つの飛行場でありまして。

○原(健)委員 東京空港と大阪空港を予定して、これを将来政令で特定飛行場と定める、こういうことですね。

もう一つ、ついでお聞きしたいのです。が、法案の第二条でしたか、この特定飛行場のほかに、さらにもう一つ新東京国際空港というのを別にあげて入れてある。特定飛行場というのと新東京国際空港と別にしてあるのですが、新東京国際空港というのはいま何もないのです。よその人

が持つておる土地です。どこかで何やらきまつたというのだが、何もなにもを観念的にあるようにして、これをこれから法律的に政令で定めるといふ——東京と大阪の飛行場に並べてくつつけてあるのだが、将来これを入れることには私は賛成であります。しかし現在何もないのにこれをいまからちゃんとあげておくといふのは、いまからあげておかないでも、将来これは政令でやはり当然入れるべきものである。だから、いまこの法律にあげておかれるのはどういふ理由なんでしょうかね。

○澤政府委員 新東京国際空港はすでに第一種空港として設置した空港でございまして。これは新東京国際空港公団法をつくりましたときに、新東京国際空港は第一種空港として指定をいたしてあります。それからその場所を政令で規定いたしてあります。それからその場所を政令で規定いたしてあります。それで現実にはまだありませんけれども、法令上すでに存在しているといふこと、これから新東京国際空港が完成いたしたら、これは大型ジェット機が入るといふことが当然予定されますので、法律で規定いたした次第でござい

○原(健)委員 だから、繰り返すようになりますが、いまあげなくともあとからこれを政令でもって特定飛行場というのに追加することを予定しておいてもあまり支障はないと思うのですが、どうですか。

○澤政府委員 現実法的に存在するものでございまして、公共飛行場の騒音防止法も法律でございまして、法的に存在するものはすでにありますものといふことでございまして。

○原(健)委員 「特定飛行場の設置者」といふことばを使つておるのですか、この設置者といふのはだれのことをいふのですか。

○澤政府委員 特定飛行場の設置者は、第四条の場合でございまして、特定飛行場の設置者は、第二条によりまして、運輸大臣が設置する公共用飛行場」といふことでございまして、第四条そ

の他の設置者といふのは運輸大臣の場合が大部分でございまして、新東京国際空港の場合には公団が特定飛行場の設置者といふことになります。

○原(健)委員 それから法律の第五条「特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に對し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。」その一として「学校教育法第一条に規定する学校、これはたとえ私立でも幼稚園でも養護学校でも保育所、洋裁学校、料理学校、そんなものを全部含むのか。わかりにくいのでその点……。

○澤政府委員 「学校教育法第一条に規定する学校」は、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園でございまして、官公私立を問いません。

○原(健)委員 各種学校は……。

○澤政府委員 したがいまして、各種学校は入ります。

○原(健)委員 それでは、私立なんかの保育所は入るのですか。

○澤政府委員 これは第五条の三号に「前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの」といふことで、まだ政令案ができていないので恐縮でござい

○原(健)委員 防衛施設周辺整備法が大体一つの基準になっておりました、この防衛施設周辺整備法では児童福祉法に基づく保育所または教養院といふものが入っておりますので、保育所はこの運輸省のあれでも入れる予定にいたしておりました。

○原(健)委員 それから二の「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院」といふのは、どんなものが入りますか。

○澤政府委員 これは、医師または歯科医師が一般大衆あるいは特定の者を対象にして診療する病院でございまして、患者二十人以上の収容施設のあるものが医療法に基づく病院でございまして。

○原(健)委員 二十人以上の患者を収容する施設があるものといふと、普通の診療所あるいは開業医等は入らないのですか。

○澤政府委員 これも政令案ができていないので恐縮でございまして、この第三号の「前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの」といふもので、現在基地周辺整備法では、医療法に基づく六人以上のベッドのある診療所は政令で指定いたしておきますので、この運輸省の法律でも同様に取扱いしたいと考えております。

○原(健)委員 いま言った普通の診療所や普通の医院等はどうか。

○澤政府委員 六人以上のベッドのないものは対象に考えておりません。

○原(健)委員 この三号の「政令で定めるもの」といふのは、どの程度までか。この政令の内容がはつきりわからないと、これは一番大事なところなので、あとで政令で定めます、政令で定めますと言ふのだが、どの程度まで政令に入るのか、その政令の範囲をひとつ……。

○澤政府委員 現在、この政令は航空審議会の騒音部会の方で御審議を願つておりますが、お約束申し上げられると思ひますことは、基地周辺整備法で航空機の騒音に關しましてつくられて政令の範囲につきましては当省のこれでも取り入れるといふことはお約束できると思ひます。それでこの政令で考えておりますことは、先ほども申し上げました児童福祉法に基づきます保育所または教養院、それから六人以上のベッドのある診療所、それから生活保護法に規定いたしております救護施設、それから老人福祉法にいます特別養護老人ホーム、これは普通の老人ホームではございませんで、医師がいなければ生活ができないような特別の老人ホーム、この四項目を予定いたしておきます。

○原(健)委員 この第五条で、「政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助する」とあるが、たとえば学校、病院等を例にとつて、どういふ場合には全部補助し、どういふ場合には一部にするか、

その基準も政令ですか。

○澤政府委員 これも政令または政令に基づきま
す運輸省令または告示によりますが、例示を申し
上げますと、基地周辺整備法で防衛庁が現在実施
しておりますものは、運輸省でも大体その基準で
実施するということになると思いますが、たとえ
て申しますと、一授業時間に九十五ホンの音が十
回または百ホンの音が五回というのを一つの基準
にいたしまして、それが一週間の授業時間のうち
に大体二〇%を占めるという場合には、鉄筋コン
クリートにいたしまして二重窓にいたします。大
体滑走路の末端から両方に五キロ、横には二キロ
という範囲は経験的にこのホンのものになるとい
うことで、そういう工事に対しては百分の九
十、九〇%の補助をいたします。それから九十ホ
ンが十回あるいは九十五ホンが五回というよう
なところ、これは経験的に申しまして、先ほどの場
所を除きまして、滑走路の末端から七キロないし
八キロ、それから横は滑走路の横から三キロ、こ
の範囲につきましては鉄筋コンクリートで一重窓
の学校施設を新築いたしまして、それに対しまし
ては七五%の補助をいたします。

○原(健)委員 その九〇%とか七五%というのは
わかったが、その費用の全部というのは……
○澤政府委員 全部というのは、原則として一〇
%補助するということでございます。ただ相手
側に利益の残るものは控除する。学校の場合原則
は一〇%補助でございます。ただ木造のものを
鉄筋にかえるというのが大部分でございます。そ
その場合に相手の学校が、あるいは市町村がその
木材を売ったり、それから木造から鉄筋にかわる
ことの利益、これは音とまた別でございますが、
そういうものを計算いたしまして、これは単なる
計算でございますが、それで百分の九十あるいは
百分の七十五という補助率をきめていた次第で
ございます。

○原(健)委員 いま言った騒音の激しいところ、
木造は鉄筋にするし、窓は二重窓にする、そういう
場合に高額の補助をする、こういうわけですね。

たとえば私の地元の伊丹周辺の陳情をしばしば受
けて運輸省も御存じでしょうが、二重窓にする
と、少なくともいまごろから七月一ぱいは、暑く
て息もできない。音は静かになつたけれども、子
供は教育どころか息もつけなほ暑い。これで
は困るので少なくとも夏は冷房、冬は若干の暖
房、こういうことは考えておるのか、考えてない
のか。

○澤政府委員 いまの御質問の暖房は騒音と関係
ないはずなんです。現在防衛庁で実施いたして
おりますものは通風装置を施します。それで冷房
はまだ考えておらないわけでございます。

○原(健)委員 暖房のほうはしたりしなかった
り、大体地元のほうでやるのですが、騒音は暖房
に關係がないと運輸省はおっしゃるんだが、しか
し二重窓にして夏の暑いのは、これは直接騒音に
うんと關係があるんですね。何でそんな通風装置
だけでほっておくのか、通風装置だけでは暑いの
は変わらない。冷房は当然大いに考えるべきであ
るし、通風だけではだめだ。冷房を非常に要求し
ておるので、これについて考えてないというので
は、なかなかまめる。考えてもらいたい。

○澤政府委員 これは全国の基地周辺の学校から
も非常に強い御要望がございまして、いままで防
衛庁、文部省でこのことは検討いたしてまいった
わけでありまして、何ぶん予算の關係で非常に膨大
な予算を食うものでございまして、現在のところ
る政府全体といたしまして、冷房装置を実施する
というところまではまだ踏み切っていない次第で
ございます。

○原(健)委員 これは運輸大臣に質問申し上げた
いのですが、これはやはりいままでやってないか
らほかにならなくてやるとおっしゃると思うが、い
ままで伊丹でも羽田でも多年にわたって被害を受
けて苦しんできた、ようやく踏み切つてやるとい
うのだから、冷房くらいのことはいまはいろいろ
いるやり方がある、たとえば起債を認めるとか、
補助を全部しなければならぬというわけでもない
し、冷房が設置できるように善処することがきわ

めて大事なことで、それをやらないと、せっかくこ
ういういい法律をつくつたけれども二重窓にして
暑くて話にならないというのでは、実は魂が入ら
ない法律になる。これは運輸大臣において善処を
お願いしたいと思うが、いかがでしょう。

○大橋國務大臣 元来防音装置をするというの
は、ただ音がうるさいから聞こえないようにする
というだけではなくて、音がうるさいことによつ
て学校にふさわしい教育環境が害される、それで
教育環境を取り戻すというところに眼目があるだ
ろうと思ひます。したがって、音が聞こえな
くなったが、暑くて今度は教育ができないという
ことでは、これは仏つくつて魂入れずという感が
いたします。御意見の次第につきましては、
政府といたしまして十分検討いたしまして善処
したいと思ひます。

○原(健)委員 ぜひひとつ大橋運輸大臣において
冷房についての善処方を一歩進めて、善処されん
ことを強く要望いたしておきます。
この要綱の第五に「特定飛行場の設置者は、そ
の周辺の市町村が航空機の騒音により住民の生活
が著しく阻害されている場合に学習、集会等の用
に供するための施設その他の共同利用施設の整備
について必要な措置をとるときは、その費用の一
部を補助することとができるものとすること。」この
「一部を補助すること」となっておりますが、「学習
集会等の用に供するための施設」といふたら、学
校でなくて何か別なものがあるのですか。

○澤政府委員 学校は先ほどのように防音工事を
しますが、学校から帰りまして児童、学生が自分
のうちに勉強いたします場合に、一般の民家はも
う木造が大部分でございます。これはとても自
分の費用ではもちろん防音もできませんし、また
政府がそれを一々やるわけにもまいりませんの
で、市町村でそういう学童がみんな集まりまして
勉強できるような、鉄筋で二重窓の共同学習室を
つくりましたときは、それに対しまして政府で運
輸大臣がそれに補助をする、こういうことでござ
います。

○原(健)委員 これは市町村がやった場合、私立
の塾なんかどうですか。

○澤政府委員 これは市町村の設置するものに限
られております。

○原(健)委員 それでは「集会等の用に供する」
というのですが、その施設を改める場合ですが、
この中には公会堂、市役所、果の支所とか部落公
民館等ありますが、これも市町村、果あるいは民
間であつておる部落公民館、公会堂、これが入
るのか入らないのか。この区別……

○澤政府委員 これは「予算の範囲内において」
とございまして、ただいま先生の申されたような
施設は、すべてこの中に入るように努力してまい
りたいと思つております。

○原(健)委員 この施設の「費用の一部を補助す
る」というのですが、「一部」は政令で何ぼとい
うことをきめるのですか。「一部」といふのはどの程度
か。

○澤政府委員 学習、集会室等につきましては、
定額を市町村に人口あるいは戸数に応じて交
付いたしまして、市町村がそれを全部お使いに
なつておやりになつてもいいし、あるいはそれに
市町村が足して使つてもいい、こういうやり方を
いたしております。

○原(健)委員 たとえば市町村の施設の窓をやる
のに百万円かかったとしたら、どのくらい補助す
るのですか。

○澤政府委員 これはいままで実施いたしました
ものから、いま運用基準の案をつくつております
が、世帯数百戸から三百五十までの部落を対象と
して、百二十平米の共同学習室をつくりましたと
きは、三百万円を定額として交付するといふこ
とを考えております。これは相当りつぽな施設が
できるわけでございます。

○原(健)委員 「特定飛行場の設置者は、運輸大
臣が指定する当該飛行場の周辺の一定区域につ
いて、指定の際現在所在する建物等の移転の補償を
することができるとする」とともに、申出によ
り土地を買い入れることができるものとす」と

いういわゆる移転の補償ですが、この特定飛行場の中にもう一つ当該飛行場の周辺の一定区域を指定するというのは、どの程度の周辺を指定するのですか。

○運輸委員会 これも政令がまだできていないので申しわけないのでございますが、ただいま考えておりますのは、この特定区域といたしまして、滑走路の末端から三百メートルのオーバールランをかりに考えれば、民間空港の場合はこのオーバールランはもっと短いのですが、そこから千メートル、すなわち千三百メートルまでの進入表面、それからその範囲の転移表面、これは百三十五メートルですが、その範囲が現在基地周辺整備法で特定指定区域になっておりまして、この騒音防止法でも、現在航空審議会が練っていたいておりませんが、大体その基地周辺整備法と同じ基準になるのではないかと考えております。

○原(健)委員 この指定区域内にある建物等は、移転を希望する場合は移転の補償をする。土地を買い入れてもらいたいというときは、土地も買入れる。これは民間でもあるいは公共団体が持つておけるものでも、やられるのであるか。さらにその買い入れるというのは、時価で買い入れるのであるか、どういう基準で買い入れるのであるか。それをちょっと……

○運輸委員会 まことに申しわけないのでございますが、これも指定区域の中にまた一つ区域をつくりまして、滑走路末端から八百メートルの範囲内の延長、進入表面の投影面と申しますか、滑走路がございまして、その滑走路の末端から八百メートルまで、この範囲はもう無条件でどんな土地でも買い入れます。それからそれ以外の指定区域におきましては、宅地はこれを買入れ入れます。それから建物、立木その他の移転補償は、その全部の区域について行なうわけでございますが、その建物その他を、これは補償して移転しますが、移転したために、その残った土地、その区域内にある残った土地が従来の目的に使用できなくなつた場合、たとえばあまりうるさいので家をよそへ持っていった、それを政府が補償いたします。

○運輸委員会 これは政府が補償いたします。あまり遠いのでこへ来て耕作ができないというような場合には、その土地を購入したわけでございます。ですから無条件で買い入れる土地と、その周辺は役に立たなくなったので買うというところ、二つの場合に分けております。土地の購入はもちろん時価によるわけでありまして、正常な土地鑑定人その他を入れて、土地を評価して買入れるわけでございます。

○原(健)委員 「特定飛行場の設置者は、航空機の離陸又は着陸のひん繁な実施により、従来適法に農業等を営んでいた者がその事業経営上損失をこうむつたときは、その損失を補償するものとする」と。適法に農業等を営んでいた者がその経営上損失をこうむつたというものは、農業のどういふ損失を言うのであります。鶏が卵を生まぬようになったようなことを言うのであります。

○運輸委員会 これは鶏の卵を生まなくなったのは、実はこの法律では考えておらないのでございまして、これは鶏の卵あるいは乳牛の乳につきましては、主として防衛庁がいままで方々の大学その他に研究費を出しまして研究を委託したのでございしますが、従来、生まれたときからその土地にいる鶏や牛は、その生産量は全然変わらぬ。それから、よそから持ってきたと、一時乳牛の乳の出る量が減りますが、しばらくするとまたもとに戻るといふのが、いろいろな研究委託によつて研究報告が出ております。現在のところ、畜産業につきましては損失補償の対象に考えておりません。お百姓さんが戸外で自分でくわを持って、あるいはトラクターで作業をして、そういう農業を対象にして損失補償を現在考えております。

○原(健)委員 「特定飛行場の設置者は、航空機の離陸又は着陸のひん繁な実施により、従来適法に農業等を営んでいた者がその事業経営上損失をこうむつたときは、その損失を補償するものとする」と。適法に農業等を営んでいた者がその経営上損失をこうむつたというものは、農業のどういふ損失を言うのであります。鶏が卵を生まぬようになったようなことを言うのであります。

○運輸委員会 これは鶏の卵を生まなくなったのは、実はこの法律では考えておらないのでございまして、これは鶏の卵あるいは乳牛の乳につきましては、主として防衛庁がいままで方々の大学その他に研究費を出しまして研究を委託したのでございしますが、従来、生まれたときからその土地にいる鶏や牛は、その生産量は全然変わらぬ。それから、よそから持ってきたと、一時乳牛の乳の出る量が減りますが、しばらくするとまたもとに戻るといふのが、いろいろな研究委託によつて研究報告が出ております。現在のところ、畜産業につきましては損失補償の対象に考えておりません。お百姓さんが戸外で自分でくわを持って、あるいはトラクターで作業をして、そういう農業を対象にして損失補償を現在考えております。

○原(健)委員 百姓がトラクターを持ったり、くわを持ったりして農業をやつておる。それに爆音が激しいのでその仕事に支障を来たす、それは補償する、それならこれは政令でしようが、どうして補償額をきめたり、とにかくこれはややこしいですね。

○運輸委員会 これは実は政令でも書けない定型的な方程式をつくっております。これはいづれ資料でお出ししたいと思ひますが、その土地のお百姓さんの平均収入は幾らかということから、一日のそのお百姓さんの労働価値と申しますか、さらにそれを追跡いたしまして、一時間当たりの労働価値、労働賃金というものを、その地方の統計から——これはもちろん果の農地部その他と相談をしまして、仮定してつくるわけでございます。そういういたしますと、一時間当たりの労働賃金が出ますと、一分間当たりのものは自然六十分の一で出てくるわけでございます。一方、何ホンの飛行機が一日に何回離着陸するであろうか、これも統計でその飛行場について出てくるわけでございます。そしてある一定のホン以上のものが、百ホンなら百ホンのものが一回かかると、お百姓さんは必ずくわを持つ手をやめて空を見るか、肩をすくめるかするであろうという仮定をつくらなければならぬ。かす。そうすると、何ホンの飛行機が何べん来るかというによりまして、そのお百姓さんの労働価値がどれだけ阻害されるかということから補償額をきめていくわけでございます。実際のその土地の作物というものは、むしろ騒音よりもそのときの天候なり気象なりによつて左右されるわけでございますから、その作物と騒音との因果関係というものはないわけでございます。そういう仮定のもとに一定の方程式で損失補償額をきめていくというのが実情でございます。

○原(健)委員 それでは重ねて、畜産はこれには入れないということですね。それでは水産や漁業はどうでしょうか。将来近畿地区、関西において伊丹の飛行場はこれは万博までに拡張して使うが、将来SSTなどがくる場合にはとても問題にならない。新大阪国際空港は当然いまだから考えなければいけない。その場合に至つてあつてふたつは、新東京空港みたいな支障を来たすし、なかなか容易にいかない。それを兵庫県やなんか、淡路島なんかにとつて言っているけれども、こういう場合には水産や漁業に影響があることは当然なんです。そういうところは考慮されるかどうか。

○運輸委員会 現在のところは東京、大阪、新東京、この三つだけでございまして、漁業に阻害を与えるということはまず考えられないので、現在のところ政令に漁業というところを入れることは考えておりませんが、先生のおっしゃる通りに、新大阪空港ということで非常に漁業の多いところ、新大阪空港ができたといつたしましたら、それは当然そのときに政令で指定していくということに相なると思ひます。

○原(健)委員 特定飛行場の使用者が、飛行場設置者が行なう措置に要する費用の一部を負担するといふふうに規定してあるのですが、むしろ特定飛行場の使用者といふのは航空会社でしょうか、それがそういういろいろな措置に要する費用を分担といふか負担する場合には、国とどういふ関係で、どういふような負担の割合になるのか、またこれは強制するのもしないのか、そういうようなことを伺いたい。

○運輸委員会 法律の第四条に書いてございまして、飛行場の騒音を発する責任者はだれかと申しますと、飛行場の設置者である運輸大臣、これは国務大臣としての運輸大臣ではございせん、その特定飛行場という公共物の設置者たる運輸大臣と、それからそれを使う航空会社との共同責任でございまして、この航空会社から一々そういう費用を取り立てるといふことはむづかしいので、これは着陸料という形で運輸大臣が一轄航空会社から取り立てております。それを運輸大臣がまとめてこういう防止工事のために使用するというところでございまして、たてまはそうでございしますが、実際は着陸料から払われるものの比率というのはいくく微々たるものでございまして、これはもう設置者たる運輸大臣がほとんどその費用を負担するというのが実情でございます。

○原(健)委員 もう時間もだいぶ迫つてきました。この法律の裏づけをなす本年度の予算はどのくらいとられておるか。それから来年から何年計画で実施に移されるのか。新東京空港はできてお

りませんから、それは別にして……。

○運輸委員 今年度の予算は小中学校の防音工事費として、三億円の予算の御承認を願っております。これは何年計画ということもまだはっきりはきまつておりませんが、この五カ年でやるというのではないのでございますが、今度閣議了解をいたしました空港整備五カ年計画の中には、当然騒音対策費というものを相当巨額に考えております。詳細は八月ごろまでにこれを閣議決定をいたしまして、それで騒音対策費というものを明確にいたしたいと考えております。

○原(健)委員 次に厚生省にお聞きしたいのですが、いまの運輸省の説明によると、六人以上のベッドがないと、その補助の対象にせぬというのですが、それは一般の診療所、医院等にこれを適用してもらったほうがいいと思うのですが、厚生省はどう思っておられるか。

○橋本説明員 本日医療法の担当の者が参っておりますので、責任のある答弁はできませんが、先ほど運輸省からのお答えのように、次第に将来政令の方向を改定していただくということでこの問題を処理していきたい、そういうように考えております。

○原(健)委員 それでは次に郵政省にお尋ねしますが、地元住民の猛烈な陳情書が郵政省にも行っております。NHKにも行っておりますし、国会にも来ておりますが、テレビをかける、テレビが聞こえない、見えない。ジェット機が飛ぶときには聞こえないし、ちらちらして見えない。そういうふうな場合には受信料をできたら無料、できなくても半額くらいにしてみたいという陳情です。これは当然のことなんでありませんが、聞こえないのに金を取るというのはどうでもよいことです。しかも、これは軍用飛行場の周辺についてはすでに半額を認めておるのだから、これもついでにやってもらわなければ困るよ。

○左藤説明員 御承知のように基地の問題につきましては、つとに一定の基準によりまして免除を

行なっております。ただ、免除措置を民間空港の周辺の受信者に及ぼします場合に、空港周辺の騒音問題が一般都市の騒音にまで広がってくるという点に關連しております問題、それからまた、民間空港につきましても、加害者と申しますか、あるいは受益者としての民間航空会社があるという点などから、非常にむずかしい問題があるわけでございます。免除の基準は、放送法によりまして、NHKの申請によって郵政大臣が認可するという点になっておりまして、御趣旨の点につきましてはNHKとも十分相談いたしまして、その協力を求めまして対処してまいりたいと存じます。

○原(健)委員 大体、いままでも軍用飛行場の周辺だけは認めて、いわゆる公共飛行場の周辺の騒音は一般都市の騒音にも及ぶからやらぬと政府が言うておった。それが今度は踏み切つて、こういう公共飛行場にまでも周辺の騒音対策をやるのであるから、当然NHK側でもこの法律に合わして、聴視料を半減するなり、無料にするなり、それをひとつ強く要望したい。これは実際当然のことなんです。それでないと、いま言つたように、軍用飛行場だけを認めて、この一般公共飛行場周辺のテレビの料金をほつておるといふのは、はなはだ遺憾千万、強くこれを要望いたしておきます。

運輸大臣は一体これについてはどう思いますか。運輸大臣からひとつ郵政省やNHKのほうにも、この法律に關連して当然これは付帯的に確認してもらいたい。

○大橋國務大臣 私はどうも郵政省が言っておられる理由がよくわかりませんので、先生のおっしゃる説がまことにごもっともだと思っております。

○原(健)委員 ひとつよろしく善処方をお願いいたします。まだ電話もあるのです。電話が、私など経験いたしますが、ジェット機が飛びます、ちようどそれから電話がかかってきた。いま飛行機が飛んでいて聞こえない、ちようど待ってくれ。飛行機が

飛んでしまふまで少し電話を待ってくれ。これも実際、何というか、これは電話料金半額というわけにもいかないでしょうが、そういう点もよくお考えをいただいて、この法律がせつかく生まれるのですから、これによって、いままでも騒音に苦しんでおった住民がこれに大いに感謝し、喜んで生業につき生活を営む、こういうふうに万般の配慮をお願い申し上げて、もう時間が来ましたから質問を終わります。

○内藤委員長 次会は、来たる二十七日、午前十二時理事会、午前十時二十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

運輸委員會議録第三号中正誤

一 段行 誤

二 三三 しぼられて

三 三三 縛られて

四 三三 熊勢

五 三三 飛行機

運輸委員會議録第四号中正誤

一 段行 誤

二 一二 のでございす

三 二六 期間

運輸委員會議録第五号中正誤

一 段行 誤

二 一五 思ので

三 四四 政府

運輸委員會議録第六号中正誤

一 段行 誤

二 一六 線区に

三 四三 着行

四 三三 閉鎖

五 三三 絶熱

六 三三 断熱